



令和6年1月23日

一般社団法人銃砲安全協会連合会 殿

神奈川県警察本部

生活安全部生活安全総務課長

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の施行に伴う措置について（連絡）

貴団体におかれましては、平素から猟銃等及び火薬類による事件事故の防止に対しまして、深い御理解と御協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、令和六年能登半島地震による災害が特定非常災害に指定されたことに伴い、別紙のとおり災害被害者の権利利益の保全等を図るための措置が講じられることとなりましたので、会員の皆様に、行政上の権利利益の満了日延長措置について周知を図っていただきますようお願いいたします。

担当	生活安全総務課営業第二係	電話	045-211-1212内線3024
----	--------------	----	--------------------

別紙

1 法第3条第1項に基づく満了日の延長に関する措置

(1) 具体的な措置の内容

次の表の対象者（告示により示された区域にその住所を有する方に限ります。）は、それぞれ右欄に定める特定権利利益の満了日が令和6年6月30日まで延長されます。

対象者（根拠条項）	特定権利利益
講習修了証明書の交付を受けている者 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第5条の2第1項第1号及び第7項第1号	講習修了証明書を有効に行使できる期間
現に許可済猟銃を所持している者（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者に限る。） 銃刀法第5条の2第3項第1号	技能講習修了証明書を有効に行使できる期間
震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者に限る。） 銃刀法第5条の2第3項第2号	許可を受けることができる期間及び技能講習修了証明書を有効に行使できる期間
海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、銃刀法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けることができなかった者（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者に限る。） 銃刀法第5条の2第3項第3号	許可を受けることができる期間及び技能講習修了証明書を有効に行使できる期間
合格証明書の交付を受けている者 銃刀法第5条の2第3項第4号	合格証明書を有効に行使できる期間
教習修了証明書の交付を受けている者 銃刀法第5条の2第3項第5号	教習修了証明書を有効に行使できる期間
銃刀法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可（同法第7条の3第2項の規定により更新された許可を除く。）を受けた者 銃刀法第7条の2第1項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の有効期間
銃刀法第7条の3第2項の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けた者	更新された猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の有効期間

銃刀法第7条の2第2項	
銃刀法第4条又は第6条の規定による許可を受けた者	許可後、銃砲等又は刀剣類を所持するまでの期間
銃刀法第8条第1項第1号	
教習資格認定証の交付を受けている者	教習資格認定証の有効期間
銃刀法第9条の5第2項	

(2) 留意事項

対象者は、告示により示された区域にその住所を有する方となりますので、令和六年能登半島地震により被害を受けた方である必要はありません。

2 法第3条第3項に基づく満了日の延長に関する措置

(1) 具体的な措置の内容

令和六年能登半島地震により被害を受けた方が、次の特定権利利益について保全又は回復を必要とする際は、その理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ってください。

令和6年6月30日を限度として、特定権利利益が個別に指定する日まで延長されます。

ア 火取法関係

- ・ 猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受許可証の有効期間（火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）第50条の2第1項において読み替えて適用する同法第17条第6項）
- ・ 火薬類の運搬証明書の有効期間（火取法第19条第4項において読み替えて準用する同法第17条第6項）

イ 銃刀法関係

- ・ 射撃競技、公演、催しに用いられる銃砲等又は刀剣類の所持許可の有効期間（銃刀法第4条第4項）
- ・ 国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類の所持許可の有効期間（銃刀法第6条第2項）
- ・ 仮領置された銃砲等、刀剣類、拳銃部品の返還申請期間（銃刀法第8条第9項（同法第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項及び第11条の2第6項において読み替えて準用される場合を含む。））
- ・ 一時保管した銃砲刀剣類等が返還公告後国庫等に帰属するまでの期間（銃刀法第24条の2第10項）
- ・ 上陸時に仮領置した銃砲等又は刀剣類が国庫に帰属するまでの期間（銃刀法第25条第5項）

ウ その他

1 (1)の特定権利利益であって、告示により示された区域に住所を有しない者等に係るもの

(2) 留意事項

法第3条第3項の規定による救済措置は、特定非常災害により被害を受けた方の申請を受けて行われますので、法第3条第1項に基づく満了日の延長に関する措置と異なり、一律に延長されないため注意してください。

3 その他

法第3条第1項に基づく措置の対象となる区域については、内閣府が公表する災害救助法の適用状況を確認してください。